

地方公共団体における 現状と課題

仙台市建設局下水道事業部管路建設課 工事第二係長 きくち ゆうき
菊池 裕輝

1. はじめに

公共工事により整備されるインフラは耐久性の高い良質なものとして供給することが要求されており、工事目的物だけではなく、その施工方法もあわせた工事品質の確保や向上が大きな課題となっている。

公共工事の品質確保は、施工技術者の管理能力と下請け業者を含めた管理体制に負うところが大きく、国においても平成13年に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という）を施行するなど、その対応に関する徹底が求められている。

具体的な対応策やその取り組みの方向性については、国土技術政策総合研究所をはじめ、多くの研究者たちによって検討されてきたところであるが、過去に起こった大きな談合事件などの教訓から、国や地方公共団体においても指名競争入札から一般競争入札を原則とした入札方式への転換を行うなど、昔からあるしきたりを払拭させ、透明性のある入札と契約制度への改革に取り組んできたところである。

2. 品確法と総合評価方式に関する 現状と課題

(1) 品確法施行後における現状

この新たな取り組みによって一般競争入札が原則的になるにつれ、入札・契約制度そのものについての透明性が増したことは誰の目から見ても公平な結果をもって示されるものとなった。

しかしながら、国内における公共事業費が減少傾向となる中で転換された取り組みであることから、建設業者が公共事業を低価格で取り合う、ダンピング入札が急増し、それが下請け業者へのしわ寄せとして、実際に作業に従事する方々の賃金や現場の安全施設の不備へとつながり、さらには公共工事における品質確保にまで影響を及ぼす懸念が持たれることになった。

品確法はこのような状況を鑑み制定されたものであると考えるが、品確法施行後において、発注者に対する技術的な見識やそれらを基にした技術的判断を養うことが求められ、公共工事における発注者として品質確保に関する責務を明確にすることや、工事の受注を巡っての価格競争はあるものの、適正な工事価格と優れた品質の確保への転換に向けた仕組づくりが急がれている。併せて受注者側にも公共工事における品質確保に向けた技術力や体制などの役割がより高度なものとして要

求されることとなった。

そのため、本市においても一定の落札予定価格以上の大型案件に関する業者選定については総合評価方式を用いている。

発注者として個々の工事の内容に応じた技術力を持つ施工業者を入札の参加者として選定するとともに、具体的な案件で求めている技術力を満たしていると評価した落札者を決定することや、適切な施工管理を実施させ公共工事の品質を確保する必要があるため、総合評価方式を用いた施工業者の選定は重要なことであると考ええる。

(2) 総合評価方式入札制度導入後の現状と課題

ここで積算業務に従事する立場から地方の現状として意見を述べさせてもらうとしたら、総合評価方式で施工業者の決定までのプロセスが大変長く感じる事が挙げられる。

公共工事を担当する部署としては、年度上半期までに予定している工事案件を発注することを基本目標としている。

総合評価方式による落札業者選定作業には、工事特性に応じた高度技術や新工法等の適用を視野に入れた技術提案を募る方式を採用することになる大型案件もある。

積算を終え予定価格の固まった工事案件を契約担当課へ契約締結依頼し、施工業者が決定するまでの間に、技術提案に対する審査や評価を行う期間として通常2～3カ月設けられるため、実際に積算を開始してから現場に着手するまでには半年近い期間を費やすことになる。

年度の当初から一連の作業をはじめると他事業と連携・同時施工等を伴う工事案件であれば、関係機関からの外部要求や全体の工程に遅れを生じさせるわけにはいかない。

よって、要求内容を実現するための準備、積算に要する期間の短縮や作業の効率化を図るなど、事業部署としてできる限りの工程調整を行い少しでも早く工事に着手し、少しでも長く工事期間を生み出せるよう努めなければならない。

契約方式としての制度上、もろもろの検討に要

する期間を設定しなければならないことは理解しているものの、本当に必要な期間であるのか、もう少し短縮できる余地はないのかといった点についてはこれまで審査等に要した実績から、短縮できる可能性について検討すべき課題と考える。

3. 監督および検査業務の現状と品質管理に関する課題

本題である監督・検査の現状、さらにはそれらを踏まえた品質管理についてはどうか、まずは業務内容の現状について整理してみる。

(1) 監督業務について

監督業務は以下の三つに分けられる。

① 契約に関わるもの

契約・設計変更に関わる内容の確認を行う業務

② 現場に関わるもの

段階確認・材料確認・施工状況把握

③ 協議に関わるもの

各種関係機関との協議調整

(2) 検査業務について

監督業務の一環で行う検査としては、主に以下の二つがある。完成検査とは別物である。

① 材料品質確認検査

② 出来形段階確認検査

(3) 監督・検査業務の現状と課題

監督・検査業務に関する課題については、以下のようなものがあると考ええる。

① 監督としての経験

監督業務については、ひとことでいえば経験を積まないと仕事を上手く回せないことがいえる。

契約業務であれば変更時において施工内容や価格について調整しなければならない。

現場確認業務であれば段取りよく指示を出し手戻りさせない立回りが必要である。また施工体制や安全施設にも目を配らせねばならない。

協議調整業務であれば常に現場の先を見た関係

機関との調整能力が求められる。

監督業務については、マニュアル的なものが整備されていてもそのとおりにやって事が進むものではない。

② 技術力の継承

経験は場数を踏んでこそ身についていくものであり、先輩や同僚が担当する現場へも可能な限り同行するなど経験を積み重ねなければならない。自分以外の者の考え方や視点の違いは必ずある。それらの是非について議論をすることは大変重要なことである。そういった経験の積み重ねを後輩や部下へ

と継承し、監督と検査業務双方に関する質の向上につないでいかなければならないことは、技術者としての責務と考える。

③ 検査への対応

監督業務は多様化・複雑化してきている。

内業が増え現場になかなか出られない状況となれば、現場での出来形や品質確認を施工業者に任せ、別途机上で検査書類を確認することにならざるを得ない。

検査の状況を写真や資料から読み取らねばならないため、疑問に感じる点があれば施工業者へ再

工事監督員の検査立会い状況



写真 1 下水道管更生工法（製管工法）における充填材のコンシステンシー試験硬化材試験状況



写真 2 下水道管更生工法（製管工法）における充填材の圧縮強度試験用供試体作成状況

確認するなど負担も多くなる。

(4) 品質管理に関する課題

こういった現状や課題を抱えつつも新たな品質管理制度に対して理解を深め対応していかねばならない。

施工管理における受注者の役割と品質確保を目指す体制についてであるが、発注者は契約図書どおりに適切に施工されたことを検査する役割があることとされている。

品質確保のための施工管理については、施工時を通じて施工確認を行う頻度を上げる取り組みに努め、施工プロセスを通じての確認を検査と位置付けて効率よく実施しなければならない。

しかし実状としては、施工プロセスを通じた検査体制が確立されておらず、現場での対応が効率的に実施されていないことや、検査方法と検査内容については効率化の観点から検討を要する部分はまだあることが課題となっている。

また、品質証明員制度における証明体制として、施工業者の社内技術者に品質証明業務を行わせる取り組みについては十分に機能し活用されているとはいえない状況であることも課題となっている。

このような状況から発注者が役割を果たしていくために、発注者による検査体制の確立と、発注者の検査の権限を相当程度移譲した第三者による検査の導入についての方向性について示されたものが、平成25年3月に国土交通省大臣官房より「施工者と契約した第三者による品質証明の施行について」の通知としてあったことは記憶に新しいところである。

第三者による品質証明制度に対する対応は、直轄工事においてその導入が試行されているところではあるが、本市における具体的な対応状況としては、施工業者が選定した資格要件を満たす者を品質証明員とすることを仕様書に記載するに留め、

品質証明を受け持つ第三者に相当する個人や組織が未整備であることから、実質的には施工業者と直接雇用関係にあり、当該工事には従事していない施工業者の社内検査員が対応している状況にある。

このように実際のところ受発注者双方の手を離れていないため、検査業務については実質的にこれまで行ってきた体制そのままというのが現状である。今後は国の試行状況を見ながら早急な対応策の整理を行う必要があると考える。

4. おわりに

これまで発注者によって行われてきた工事目的物の品質確保や確認作業は、監督業務の一環としての確認業務や検査業務として行う出来形計測や品質検査となっている。

監督員（発注者）が現場に常駐できることはないので、不可視部分となる箇所の計測や専門的な取り扱いを要する材料や仮設物の品質確認については、受注者が（実質的には下請け業者が）作成した検査書類での確認行為となるため、これらを作成する受注者の負担は大きいものとなっている。

しかし、施工プロセスを通じての確認を検査と位置付けた実施については、これまで現場対応してきたことの効率化を図るものであり、取り組むべき方向性は整理され、試行が行われる段階まできている。

よって、地方が行う公共工事においても新たな品質証明制度への対応、品質確保に向けた管理体制の確立についての課題や解決策について、他都市との情報交換や先行した取り組みなどがあれば参考にしながら、さらなる検討を進めることが必要と考える。